

第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 り災証明の発行

り災証明の発行

□総務課防災危機管理室
□消防本部

【基本方針】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。このため、市は被災者の応急的な救済を迅速に行い、早期の地域の復旧と地域社会の安定に資するために、被災者からの問い合わせや相談に対して真摯に向き合い、り災証明の発行について、公平かつ遅滞なくその対応を行うものとする。

1. り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- 1) 全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- 2) 火災による全焼、半焼、水損

2. り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についてのり災証明は、消防本部が定める規程に基づき消防長が行う。

3. 被害家屋の判定基準（上記1.の1）に係るもの

り災証明を発行するにあたって家屋の被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府）に基づき、1棟全体で、部位別・表面的に、おおむね1か月以内の状況をもとに行う。詳細は第III編第1章第5節「災害救助法適用計画」に示すとおりである。

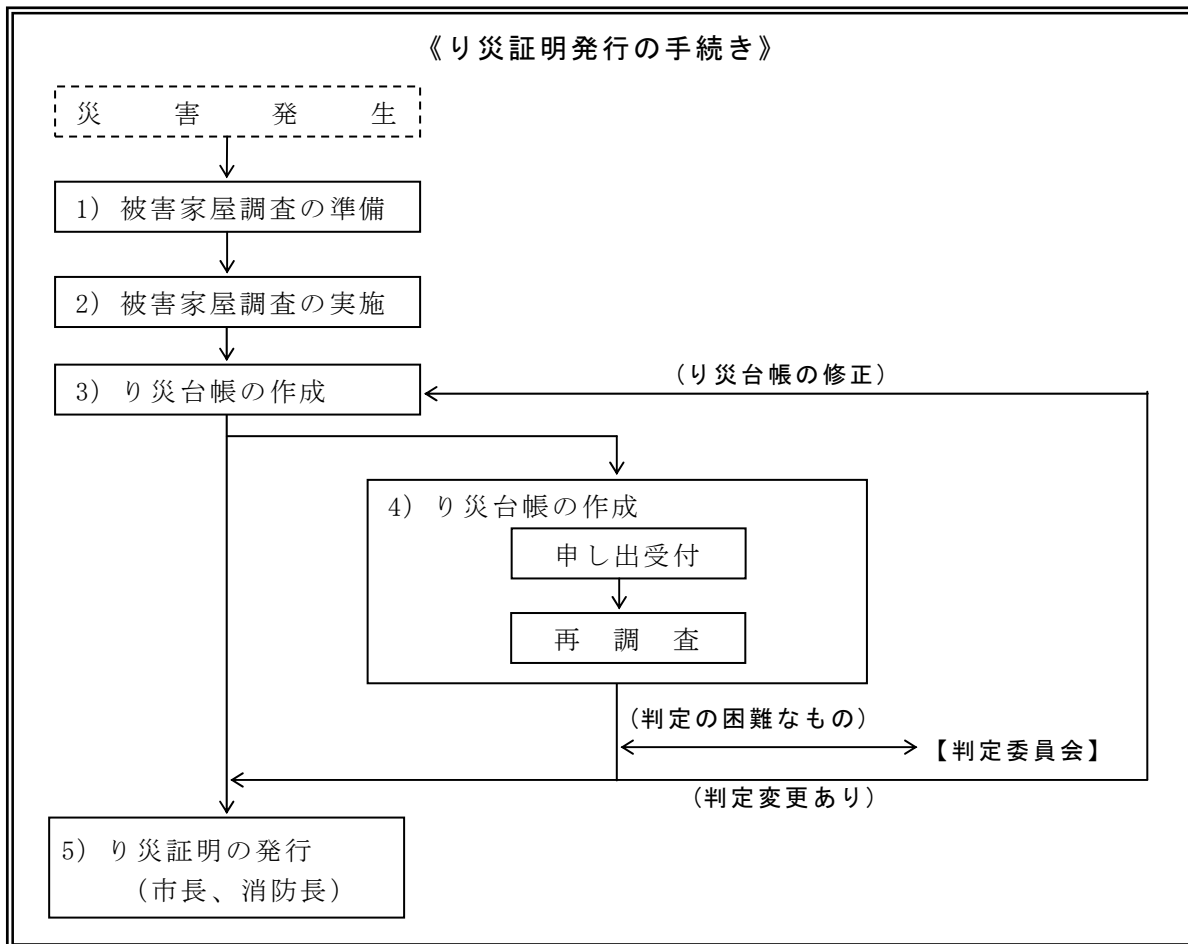
4. り災証明の発行 【資料編*IV.3.1】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に

*資料IV.3.1「り災証明書」

定める防災に関する事務の一環として、市長もしくは消防長が確認できる程度の被害について1世帯1枚発行する。

(1) り災証明の発行手続き



(2) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- 1) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体並びに災害ボランティア等への協力を要請する。
- 2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- 3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

(3) 被害家屋調査の実施

1) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟毎の内部立入調査により実施する。

(4) り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が最終的に判定する。

(6) り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報誌やホームページ等により被災者への周知を図る。